

## 板橋区立体育施設指定管理者候補団体の選定に関する要綱

(平成 20 年 3 月 31 日 区長決定)

(平成 21 年 6 月 22 日 一部改正)

(平成 26 年 6 月 3 日 一部改正)

(平成 27 年 3 月 27 日 一部改正)

(平成 31 年 4 月 12 日 一部改正)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立体育施設（以下「施設」という。）の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

### (選定委員会の設置)

第 2 条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区立体育施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (選定対象)

第 3 条 委員会は、板橋区立体育施設条例（平成 9 年板橋区条例第 20 号。以下「条例」という。）第 18 条第 2 項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

### (組織及び委員の構成)

第 4 条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する委員 5 名をもって構成することとし、内 2 名以上を体育施設利用者代表等の外部委員とする。

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から指定管理者候補団体の選定を行う年度末までとする。

### (委員会)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員を含む委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、非公開とする。

### (所轄事務)

第6条 委員会は、第8条の選定項目に照らし申請団体を審査し、施設の管理を行わせることが最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定する。

2 委員会は、前項の規定による選定の結果を、区長等に報告する。

3 委員会は、前項の規定により報告するもののほか、必要があると認めるときは、区長等に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。この場合において、委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は委員が関与した申請団体を選考対象外とする。

3 委員は審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、区長が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(選定項目)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、条例第18条第3項に掲げる選定の基準に応じ、次の各号に掲げる選定項目により行うものとする

(1) 公募参加資格の有無

(2) 安定的な管理運営を行える経営基盤の有無

(3) 管理運営の妥当性

ア 民間能力の活用、住民サービスの向上

(ア) 設置目的を達成するための管理運営に係る経営方針及び区の施策との整合性

(イ) 当該施設を取り巻く環境やニーズに対する理解・対応

(ウ) 安全配慮・危機管理対策

(エ) 備品管理・設備保守計画

(オ) 魅力ある提案内容・事業計画及び利用促進策

(カ) 利用者へのおもてなし、高齢者・障がい者への配慮及び公平性の確保

(キ) 地域・他施設との事業連携及び区民・NPOとの協働

(ク) 施設の有効活用、サービス向上につながる自主事業等

イ 管理運営経費の節減

(ア) 提案金額（価格評価点）

(イ) 収支計画の妥当性及び利益や還元方法に対する考え方

(4) 管理運営主体の適格性

ア 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等

(ア) 経営方針、管理運営能力、同種施設の管理運営実績及び専門性の有無

(イ) 職員の雇用方針や労働環境、職員配置及び研修・支援体制

イ 行動規範、社会的責任・貢献等

(ア) 法令遵守、透明性、情報公開・個人情報保護、高齢者・障がい者雇用への取組、環境への配慮等

(イ) 区内経済への貢献(区内事業者への発注及び区内の雇用拡大)

(審査方法)

第9条 委員会は、前条の選定に係る審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

ア 前条第1号に規定する選定項目を、申請団体が提出する事業運営計画書その他の書類により審査する。

イ アによる審査の結果、前条第1号及び第2号に規定する選定項目の要件を満たしている団体を、第一次審査通過団体とする。ただし、当該要件を満たしている団体が多数の場合は、同条第2号に規定する選定項目に基づいて評価し、評価点の高い団体から1施設当たり5団体以内を第一次審査通過団体とする。

(2) 第二次審査

ア 前条第3号及び第4号に規定する選定項目を、前号の規定により選定された団体が提出した事業計画書の内容及びプレゼンテーションにより審査する。

イ アによる審査の結果、評価の最も高い団体を指定管理者候補団体として、次いで評価の高い団体を次点として選定する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、区民文化部スポーツ振興課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は区民文化部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。